

公有水面埋立てに係る意見について

1 経緯

- ・青森港は令和 6 年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として、国土交通大臣より指定された。
- ・国や県においては、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12 メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われることとなっている。
- ・事業主体である青森県は、埠頭用地の造成を進めるため、令和 6 年 11 月 18 日に港湾管理者である青森県に対し公有水面埋立免許を出願。
- ・埋立免許の出願に伴い、令和 7 年 1 月 20 日に港湾管理者の青森県から地元自治体の青森市に、公有水面埋立てについての意見が求められた。

2 埋立免許の内容

- ・埋立位置 油川地区の船溜まり部分 面積約 6.2ha（別図参照）
- ・埋立工事に要する期間 3 年
- ・埋立工事による環境（水質、振動、騒音等）への影響は極めて小さいとの調査結果
- ・漁業組合からの同意書の添付

3 埋立ての理由

現在の青森港の港湾施設では、大型重量物となる洋上風車部材の搬入・仮組立・積出しが困難であることから、国が施工する岸壁（－12m）1 バースの新設に併せて、青森県が約 6.2ha を埋立てることにより、洋上風力発電設備部材の保管施設用地を確保し、青森港における基地港湾の機能を満足させるため。

4 公有水面埋立てに係る市の意見

- ・異議なし

【参考】公有水面埋立法（抜粋）

（第二条）

埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

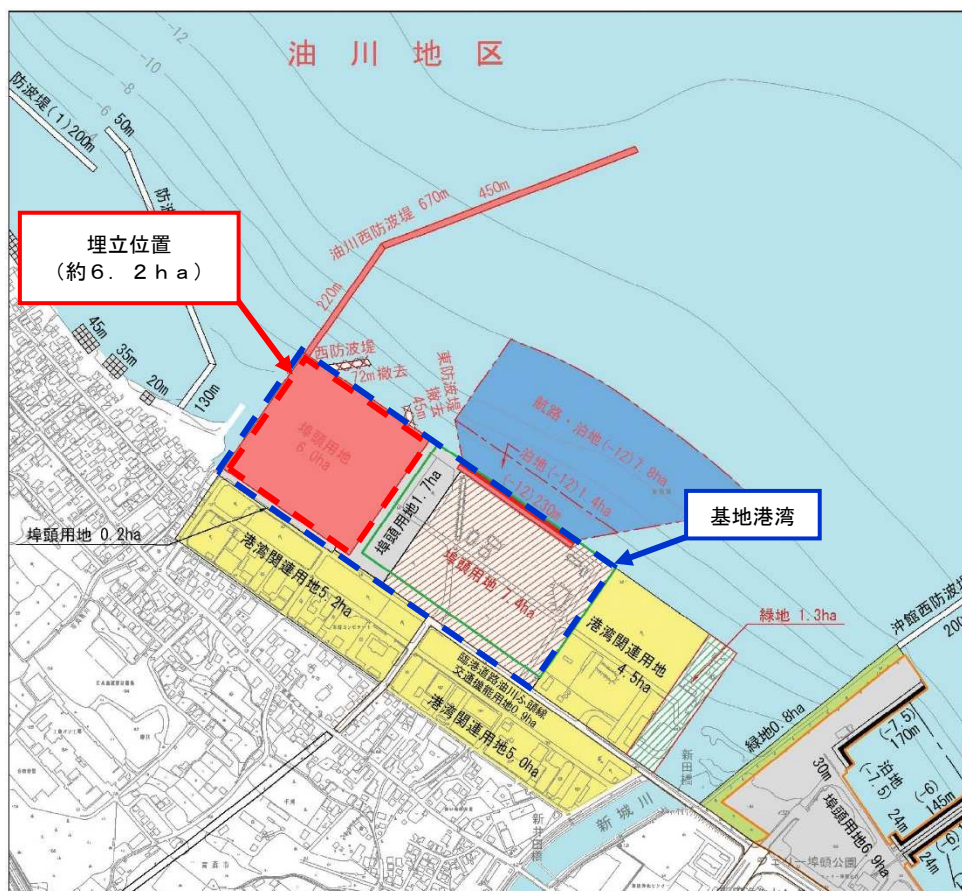
（第三条第一項）

都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日より起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ

（第三条第四項）

市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

【位置図】



【航空写真】

